「十七条御法語」について

――第十五条法語に関する伝承と変遷 ―

はじめに

見ていきたい。 条御法語」に注目し、その中でも第十五条を取り上げ、諸師の著作まで範囲を広げてを経て伝えられてきたかということについて『西方指南抄』に所収されている「十七本稿では、法然上人(以下、祖師の敬称を省略)の御法語がどのような伝承や変遷

一 『西方指南抄』所収「十七条御法語」に関する書誌的問題

のかという二者に議論が分かれる。現存はしないが『西方指南抄』の原本があり、これはその原本を書写したものである氏によって明らかにされたが、この親鸞真筆本が親鸞による編集であるのか、または氏によって明らかにされたが、この親鸞真筆本が親鸞による編集であることは辻善之助現存する『西方指南抄』として最古のものは高田専修寺にある一二五六年から翌年

2、親鸞書写説(赤松俊秀、平松令三、中野正明)

を倹討している。 条」とも呼ばれていることについて、同じ遺文でなぜ法語数が異なるのかという問題条」とも呼ばれていることについて、同じ遺文でなぜ法語数が異なるのかという問題されている遺文には元来題名が付されているわけではなく、他の文献では「法語十八次に「十七条御法語」という題名について、永井隆正氏は、『西方指南抄』に所収

長尾隆寬

-、十八条とみなすもの

①万治四年 (一六六二年)、元禄七年 (一六九四年) の版本

②親鸞真筆本を底本とする『定本親鸞聖人全集

2、十七条とみなすもの

①元禄版を底本とする『真宗聖教全書

②親鸞真筆本を底本としたとされる『大正新修大蔵経』・『昭和新修法然上人全集』(以

下、『昭法全』とする)

に捉えるべきか考察したい。一一た『昭法全』の表記に従い、「十七条御法語」とし、その中、第十五条をどのよう一応『昭法全』の表記に従い、「十七条御法語」全体を見て考察する必要があるが、本稿ではこの問題に関しては「十七条御法語」全体を見て考察する必要があるが、本稿では

かということについて、明確になっていないのが現状である。 このように、「十七条御法語」については、どのような背景で説かれたものである

一 第十五条法語について

二―一 第十五条法語の理解

生之後利他門之相也。ヨテクハシク釈セスト。実願往生者、可遂往生也。云々。深心トイフハ、疑慮ナキ心也。利他真実者、得善のでは、一声一念猶具之、無実心之相也、翻内矯外者、假令外相不法、内心真善虚假等ハ、名聞利養ノ心也。大品経云、捨利養名聞。大論述此文之下云、當業本の一、真実心トイフハ、行者願往生ノ心也。矯飾ナク、裏表ナキ相応ノ心也。雑第十五条には次のように説かれている。(以下、「十七条⑮」とする)(改行筆者)

「十七条御法語」について

極楽、欣求往生也。 程名深心、三廻向発願心者、過去及今生身口意業所修一切善根、以真実心、廻向是名深心、三廻向発願心者、過去及今生身口意業所修一切善根、以真実心、廻向具此三心、必得往生也。若少一心、即不得生。然則最可具三心也。一至誠心者(中略)二者深心、三者廻向発願心。具三心者必生彼国トイへリ。往生礼讚二釈三心畢云、観無量寿経二、若有衆生、願生彼国者、発三種心即便往生、何等為三、一者至誠心、

ら構成されている「十七条御法語」の中で、異例の長さである。 ここでは三心について、様々な経論釈を引用して説かれており、全体的に短い詞か

節をうけて至誠心が解釈されている。「十七条⑮」でははじめに、直接引用はされていないが、善導『観経疏』の次の一

如炙頭燃者衆名雑毒之善欲廻此雑毒之行求生彼仏浄土者此必不可也亦名虚假之行不名真実業也若作如此安心起行者縦使苦励身心日夜十二時急走急作賢善精進之相内懐虚假貪瞋邪偽奸詐百端悪性難侵事同蛇蝎雖起三業名為雑毒之善一者至誠心至者真誠者実欲明一切衆生身口意業所修解行必須真実心中作不得外現

は『観経疏』の内容の解釈が中心に説かれている。
この『観経疏』の内容の解釈が中心に説かれている。その後の内容に別経疏』の内容の解釈が中心に説かれている。その後の内容に別経疏』の内容の情報という一節をもってこれを説明している。次に「深心」と至誠心の「利他真実」につという一節をもってこれを説明している。次に「深心」と至誠心の「利他真実」について説明され、その後再度至誠心から始まるという構成となっている。そして、『観経疏』とがなく、裏表ない自らの行いと合致した心であるとされている。そして、『観経疏』とがなく、裏表ない自らの行いと合致した心であるとされている。そして、『観経疏』とがなく、裏表ない自らの行いと合致した心であるとされている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報という一覧をもっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容の情報となっている。その後の内容という情報となっている。というにはいる。

この「十七条⑮」は、

- 異例の長さである。
- 前半と後半に大きく分けられ(原文改行部)、前半部分の構成がやや不自然である。
- ・後半部分は『和語燈録』所収の「三心義」とほぼ一致する。

に近く、『選択集』以前に成立したものであるとしている。また角野玄樹氏は、「十七対」に関する表現と『逆修説法』・『選択集』に説かれる表現との比較から、『逆修説法』・おける至誠心解釈と後半部の解釈が異なっていることから二つの法語に分けられるとなどといった問題点が存在し、この問題について永井氏は、「十七条⑮」の前半部になどといった問題点が存在し、この問題について永井氏は、「十七条⑯」の前半部に

えで、この御法語の伝承形態を探っていきたい。 全様で、この御法語の伝承形態を探っていきたい。 を防」の前半部と後半部は全く別の法語である可能性と、伝承過程で何らかの理由で をで、この御法語の伝承形態を探っていきたい。 この思想と比較したうえで考察し、さらには後半部と「三心義」との関係も考察したうなが説かれているなどという理由から法然のものとすることに異議をとなえている。 をが説かれているなどという理由から法然のものとすることに異議をとなえている。 をが説かれているなどという可能性を挙げ、その理由として、両者の内容に差違があるで、この御法語の伝承形態を探っていきたい。

二一二 法然門下における至誠心解釈

この「十七条⑮」前半部について様々な問題が生じる原因の一つとして、構成の分のにくさ、読みにくさが挙げられる。その中でも特に読み取りにくい箇所は、「雑毒虚假等ハ、名間利養ノ心也。大品経云、捨利養名聞。大論述此文之下云、當業捨雑毒者、一声一念猶具之、無実心之相也」という箇所は一見すると全て『大智度論』の文字しか存在しない。筆者はこの箇所の「者」以下の文は『古業捨雑毒(『大智度論』の別用であるようにみえるが、実際に『大智度論』には「當業捨雑毒(『大智度論』の五文は「當棄捨雑毒」である。「十七条御法語」書写段階での誤りと考えられる)の五文は「當棄捨雑毒」である。「十七条御法語」書写段階での誤りと考えられる)の五文は「當棄捨雑毒」であると、「雑毒虚仮等は名間利養の心である。『大品般若経』には「捨業捨難」と説かれている(とおりである)。この「十七条⑮」前半部について様々な問題が生じる原因の一つとして、構成の分ということになる。

に注目して考察したい。

「注目して考察したい。

「記書のものであるかということが問題となる。「雑毒虚假」を「名別で、この詞は法然のものであるかということが問題となる。「雑毒虚假」を「名別で、この詞は法然のものであるかということが問題となる。「雑毒虚假」を「名のに、この詞は法然のものであるかということが問題となる。「雑毒虚假」を「名のに、この詞は法然のものであるかということが問題となる。「雑毒虚假」を「名

○聖光の解釈

- 虚假雑毒について
- ①偽行之者被牽貪瞋名利之心而忘往生極楽之思為求名利姦餝外見内心外相不調不同内①偽行之者被牽貪瞋名利之心而忘往生極楽之思為求名利姦餝外見内心外相不調不同内
- 仮と名づく。→外見ばかり道心あるように見え、内心は邪見であり、内外不相応なものを雑毒・虚
- 虚仮心であり、誑惑の念仏であり、往生することができない。→念仏を往生のためではなく、名聞、恭敬、利養のために称えるのは至誠心ではなく、
- ・その他
- 陀佛助給云如是機縁爲虚假心停止セシメンカ爲別至誠心③淨土機根人人中淺輩淨土入是行ナカラ虚假フルマヒヲシ疑心起我ワヒシキマヽ阿彌
- ういうものの虚仮心を停止させるために至誠心を説く。→機根の浅深によって、虚仮のふるまいをし、疑心をもって行ずるものもいるが、そ

を考慮した見方である。 総心をもってしまう行人のために至誠心が説かれたという立場は、様々な凡夫の機根疑心をもってしまう行人のために至誠心が説かれたという立場は、様々な凡夫の機根おいて非虚非実の人・内外倶虚の人を、尋常の人・世間の罪人とすることや、虚仮心・仮とし、そのようなものは往生することができないとする。また同時に、四句分別に仮とし、外見と内心が不調のもの、また名聞、恭敬、利養のために念仏する者を虚

○良忠の解釈

- 虚仮について
- ①邪僞奸詐四字皆諂曲不實之義故以內外不調心名虚假其意明焉
- →虚仮とは内外不調の心である。
- 脱無期此乃忘出離之志住名利之思所修行業併爲名聞利養而作不爲往生極樂而行也②至誠心者即質直心也此治虚假心虚假心者即是諸曲誑他之心也若具此心者萬行徒施得

- →虚仮心とは諸曲誑他の心であり、これを治すために至誠心が説かれている。虚仮心→
- 已捨利養名聞於五穀若著利供養破慚愧頭陀今世燒善根後世墮地獄如提婆達多爲利養自沒以是故言於五穀若著利供養破慚愧頭陀今世燒善根後世墮地獄如提婆達多爲利養自沒以是故言③智論第五云無復懈怠已捨利養名聞者(中略)當棄捨雜毒勤求涅槃樂譬如惡雹雨傷害
- 「十七条⑮」と同様にこの解釈にすでに『大智度論』が用いられている。→虚仮心を誡めるための文章の中で『大智度論』が引用されている。良忠の時点では
- ・その他
- ④菩薩眞實強聖心堅固故行者眞實弱凡心羸劣故強弱雖異眞實相順謂佛願強故攝行者弱
- ある。 →凡夫の真実心とは弱いもので、その捨てきれない凡心を補うほど仏願が強いもので
- (S)内外相應眞實外以猛利強盛可名眞實全所不見也彼強盛義若被上機如龍得水故可有巨)の方外相應眞實外以猛利強盛可名眞實全所不見也彼強盛義若被上機如龍得水故可有巨
- 心というのである。の機であるから、猛利強盛の心をおこすことはできない。分にあっているから真実の機であるから、猛利強盛の心をおこすことはできない。分にあっているから真実良いが、下機に対しては、虎の尾を踏むようなものである。浄土の機はまさに下劣→真実とは、内外相応のことを指すのであって、猛利強盛ではない。上機に対しては
- ⑥凡夫雖具貪嗔若實欲生皆具誠心®
- 誠心は自然と具えられる。→凡夫は貪瞋を具してしまうものであるが、実に極楽に往生したいと願うならば、至
- ①諸凡夫名利如江海厭欣似涓露若欣現世人必勇猛若欣後世人必懈怠(8)
- →凡夫の名利を求める心は江海のように大きいものであり、後世をねがう心は懈怠す
- ように、皆真実でなければならない。不実ならば往生を得ることはできないとする。真実の中で本願を成就された果としての浄土に往生するためには、それに相応する

○明遍の解釈

- ・至誠心について
- ①蓮華谷明遍云至誠心者強盛心也謂不發一念眞實之心何行不可順次往生(溫)
- →至誠心とは「強盛の心」であり、「一念真実の心」をおこさなければ順次往生する
- 暫時所起善三業者非往生業故名虚假蓮華谷②有人云因等起心雖是虚假刹那等起起善三業名起三業意云心住名利不欣淨土屬因等起
- ることのない強盛な真実心が求められている。 往生の業となることはできず、虚仮であり、不実である。すなわち、一念一声絶えとえ刹那的に善の三業がおこったとしても、すぐに停止してしまうようなものではて、第二念後におこる、おこっては止み、止んではおこる刹那的な三業をいう。た→ここに説かれる「刹那等起」とは、身口の活動と同時に起こった初めの一念を除い
- ・散心念仏に関して
- 得の目鼻を取捨るやあると。云云。得の目鼻を取捨るやあると。云云。の明遍僧都、善光寺參詣のついでに、小松殿の坊に參じて上人に問て云、(中略)その即遍僧都、善光寺參詣のついでに、小松殿の坊に參じて上人に問て云、(中略)その日鼻を取捨るやあると。云云。
- とは疑いないと答える。 う明遍の問いに対して、法然は、散心のまま称名すれば仏願力によって往生するこ→常に心の散乱してしまう我々凡夫はどのようにすれば往生することができるかとい

れる内容と一致する。
聖光・良忠に比べてやや厳しく誡めているようにみえる。①②が「十七条⑮」に説かの二種類の解釈がみられる。一念一声も虚仮心を認めない立場がみられ、表現上では、⑪②一念も虚仮心・散心を許さない立場、③④散心念仏を許容する立場

○良遍の解釈

- ①至心者禪林十因引占察經云至心復有下中上三種差別何等爲三一者一心所謂係想不亂①至心者禪林十因引占察經云至心復有下中上三種差別何等爲三一者一心所謂縣經云至心復有下中上三種差別何等爲三一者一心所謂係想不亂運來到冥合我心本願決定不可不然若不然者不可取於正覺故信。
- →至心を至誠心と捉え、余念を雑えず、一境に専注することが重要である。 →至心を至誠心と捉え、余念を雑えず、一境に専注することが重要である。 →至心を至誠心と捉え、余念を雑えず、一境に専注することが重要である。 →至心を至誠心と捉え、余念を雑えず、一境に専注することが重要である。 行設日夜勤必不往生
- ば至誠心を欠くこととなり、これを虚仮雑毒の行とよぶ。知し、防ごうとすれば大願の力によって止むのである。それを怠ってしまったならを期すべきである。その間も余念が次々と起こってしまうものであるが、これを覚→至誠心とは随分の至誠であり、凡夫はそれぞれの分に随って余念を防ぎ、一心専注
- 明了決定可薰其自種子其種豈非淨土業耶刹那豈非決定業耶心相續稱名之間豈一刹那無專注耶若一刹那有專注者即是生得口稱三昧其心若是強勝③言三昧者是定心所未必聞思修慧相應但令其心專住一境必得相應若爾我等隨分至誠策
- 那の専注でも有るならばこれが生得の口称三昧であるとする。三昧を目的とするこいとしたうえで、称名を相続する間の一刹那に専注がおこることが有り、その一刹→良遍は三昧発得を目的とするが、今日の凡夫を考えると聞思の三昧でさえも成じ難

凡夫の機根を考慮した上での解釈がみられる。とは今回の問題とは異なるが、刹那の専注に関しては、厳しく専注を求めながらも、

と捉え、非常に重視している立場がみられる。 求めていないことが特徴である。しかし、良遍の思想の特徴としては、至心を至誠心求めていないことが特徴である。しかし、良遍の思想の特徴としては、至心を至誠心をおこすべきであるとし、高次のものを

二一三 「三心義」との関係について

「十七条⑮」の中、「観無量寿経二、若有衆生~」以下後半部と『和語燈録』所収「三、大が共に同じ原本となるものを参照したということが考えられる。この箇所は、何か一つの経論を引用したものではなく、様々な経ば完全に一致する。この箇所は、何か一つの経論を引用したものではなく、様々な経ば完全に一致する。この箇所は、何か一つの経論を引用したものではなく、様々な経ば完全に一致する。この箇所は、何か一つの経論を引用したものではなく、様々な経ば完全に一致する。この箇所は、何か一つの経論を引用したものではなく、様々な経ば完全に一致する。この箇所は、何か一つの経論を引用したものではなく、様々な経ば完全に一致する。この箇所は必ず何らかの関係があることが考えられる。可能性としてとかが大に同じ原本となるものを参照したということが考えられる。どちらにしても、光が共に同じ原本となるものを参照したということが考えられる。どちらにしても、どが共に同じ原本となるものを参照したということが考えられる。どちらにしても、だが共に同じ原本となるものを参照したということが考えられる。どちらにしても、だが共に同じ原本となるものを対したということが考えられる。どちらにしても、だが共に同じ原本となるものであるという言とが考えられる。とないではない。

っては少なくとも法然の思想が説かれているものとして捉えて問題なさそうである。今回後半部について詳しく考察することができなかったが、従来通り、後半部に限

二 結論 ―― 他の条との関係を含めて ――

二十願について次のように説かれている。 の点が明らかとなった。「十七条御法語」第一条(以下「十七条①」とする)には第の点が明らかとなった。「十七条御法語」の第一条の伝承について考察した結果、以下

云。コレ九品往生ノ義、意釈ナリ。極大遅者ヲモテ、三生ニ出サルココロ、カク三生ノ内ニカナラス果遂スヘシ。假令通計スルニ、百年ノ内ニ往生スヘキ也。云或人念仏之不審ヲ、故聖人ニ奉問曰、第二十願ハ、大網ノ願ナリ。係念トイフハ、

ノコトク釈セリ。又阿弥陀経ノ已発願等ハ、コレ三生之證也ト。

遍を加えて再考察した結果、以下のような関係がみられた。忠や「十七条御法語」へと伝わっていくという伝承を明らかにした。その後明遍・良ることによって、法然から信空に伝わったこの詞が信瑞や湛空に伝わり、そこから良この詞と関連がみられる良忠『東宗要』、信瑞『広疑瑞決集』を合わせて伝承を探

遍も『善導大意』において次のように三願に注目している箇所がある。れてお♀、ここに説かれる思想は明らかに「十七条①」に通じるものである。また良問題となる課題であったということである。明遍にも当然三願についての解釈が残さ第一に、「十七条①」で説かれるような三願に関する問題が南都浄土教の間で常に

また『念仏往生決心記』において次のようにも述べている。 ことは明らかである。 ことは明らかである。 ことは明らかである。 ことは明らかである。 ことは明らかである。 ことは明らかである。 ことは明らかである。 ことは明らかである。

いることが考えられる。 よって「十七条①」の伝承に明遍・良遍を中心とした南都浄土教者が深く関わって

また、明遍に関しては、法然との散心念仏に関する問答が多く残されている。これ仏教からの批判を発端とし、それを意識して良忠などが解釈していることが判明した。状していたとはいえ、やはり明恵や『興福寺奏状』を出した貞慶などを中心とした南都いた。考察の結果、この念と声の関係について、法然は初めからその問題を意識し、解的な論ではなく、「念」と「声」との関係を意識した第二義的な「念声是一論」であし、解明十二条では、「念声是一論」が説かれていたが、『選択集』などに説かれる第一義

Ŧi.

ことであることが考えられる。

らには、念仏を相続する内に専注の心がおこるともしている。良遍は、至心を至誠心と捉え、念仏を修す時には至心でなくてはならないとする。さまた、良遍にも明遍と同様の散心念仏に関する良忠との問答が残されている。また

月らかになる。一論」の中心問題、特に法然に対する批判が第二義を中心としたものであったことが一論」の中心問題、特に法然に対する批判が第二義を中心としたものであったことがこれがいる。

いものであるということが分かる。 「十七条⑪」に説かれる内容が南都における問題であり、南都浄土教者に関係の深

薩に特化して説かれる詞は他の法然のものには見られない特殊なものである。条起請文』などにおいても同様に諸菩薩を謗ることを誡めているが、その中で地蔵菩また、|第三条|には地蔵などの諸菩薩を軽んじてはならないと説かれている。『七箇

者であることが明らかにされている。の貞慶から受け継がれた地蔵が本尊とされており、良遍の思想からも良遍が地蔵信仰の貞慶から受け継がれた地蔵が本尊とされており、良遍の住んでいた東大寺知足院は師そこで今回注目した明遍や良遍をみてみると、良遍の住んでいた東大寺知足院は師

者の思想との一致点が多いことが注目される。 また第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍があることとして各自の著作にみられ、各々の思想の中心となっていること、第十四条における第十九願については第一条と同様に両師ともに注目していこと、第十四条における第十九願については第一条と同様に両師ともに注目していまと、第十四条に説かれる『無量寿経』の至心を至誠心と捉える思想が、明遍・良遍また第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた第四条では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があっまた。

強い至心を強調する立場に近いようにみえるが、良忠も凡夫の機根を考慮しながらも、「十七条⑮」には良忠などに多い凡夫の機根に関する説示がなく、明遍・良遍などのの文献にはみられないが、門下の文献には多く説かれているものである。その中で、条⑮」でも同様に両師に注目し考察した。「十七条⑮」に説かれる内容は、他の法然の深い南都浄土教者が「十七条御法語」に深く関わっていることが分かったため、「十七の沢い南な浄土教者が「十七条御法語」に深く関わっていることが分かったため、「十七の沢い南な浄土教者が「十七条御法語」に深く関わっていることが分かった浄土宗と関係

遍のものとして認められるものである。 良虚仮心を厳しく誡めている。すなわち、この箇所の説示については、良忠・明遍・良

然のものではないとする決定的な理由にはならないと考える。 然のものではないとする決定的な理由にはならないと考える。。 な。確かに前半部には乱雑さや不自然さがみられ、法然の詞が原型のまま伝わっている。確かに前半部には乱雑さや不自然さがみられ、法然から明遍・良遍などに伝わったは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもっているとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもっているとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法るとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法るとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法るとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法のとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法のとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法のとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法のとは考えにくいが、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法のとは考えによりによりによります。

おわりに

後の課題としたい。

「我们では今回の結論である法然→明遍・良遍→良忠・「十七条御法語」の伝承の中では今回の結論である法然→明遍・良遍→良忠・「十七条御法語」の伝承の中では今回の結論である法然→明遍・良遍→良忠・「十七条御法語」の伝承の中ではの課題としたい。

註

①辻善之助『親鸞聖人筆跡之研究』(金港堂、一九二〇)参照。

②高千穂徹乗「西方指南抄に就て」(『顕真学報』一、一九三〇)参照。

③中沢見明「西方指南抄と漢和語燈録に就て」(『高田学報二三・二四・二六、一九三九

・四〇・四二)参照。

(5)岩田繁三「西方指南抄の研究」(『高田学報』三八、一九五五)参照。(4)宮崎円尊『真宗書誌学の研究』(永田文章堂、一九四九)参照。

⑥生桑完明「西方指南抄とその流通」(『高田学報』一、一九三〇)参照。

浅野教信「西方指南抄の研究序説」(『仏教文化研究紀要』三、一九六四)、同「西

浄土教論攷』、一九七四) 参照。(『井川定慶博士喜寿記念)日本文化と(10平松令三「西方指南抄の編集をめぐって」(『井川定慶博士喜寿記念)日本文化と(9赤松俊秀「西方指南抄について」(『仏教史学論集』、 一九六一)参照。

(1)「三心義」には以下のように説かれている(昭法全四五四―四五七)。16『正蔵』二五・九八b

輪廻して、往生の縁なしと信じ、二には罪人なりといへども、ほとけの願力をも 輪廻して、往生の縁なしと信じ、二には罪人なりといへども、ほとけの願力をも 着廻して、往生の縁なしと信じ、二には罪人なりといへども、ほとけの願力をも をでつとむべし。是を修せんに、ほかには賢善精進の相を現じ、うちには愚悪懈 もてつとむべし。是を修せんに、ほかには賢善精進の相を現じ、うちには愚悪懈 もでつとむべし。是を修せんに、ほかには賢善精進の相を現じ、うちには愚悪懈 もひに住してこれを行ずるもの、一時一念なりとも、その行むなしからず、かな もひに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もひに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信ずる心なり。 もかに住してこれを行ずるところの行業は、日夜十二時にひまなく、これを行ずと もかに住してこれを行ずるところの行業は、日夜十二時にひまなく、これを行ずと ないといふは、まかく信ずる心なり。 もかには思思懈怠のかたちをあらはして、うちには賢善精進のお もかに住してこれを行ずるもの、一にはわれはこれ罪悪不善の身、無始よりこのかた六道に とれたりないださなり。 もないとなづく。二に深心といふは、あかく信ずる心なり。 もかには、若有衆生、願生彼國、發三種心、即便往生、何等為三、一者至 とれたり。

うとき行なり。まづ正行といふは、これにつきて五あり。一にはいはく讀誦、 ずむまる、事をうととけり。これを六方恒沙の諸佛、釋迦佛におなじく、これを 二あり。一には聖道門、二には淨土門なり。聖道門といふはこの娑婆世界にて煩 これをもてかれを難ずべからず、かれをもてこれを難ずべからず。 ころの大小ことなりといへども、みな佛果を期する穢土の修行、聖道門の心なり。 佛菩薩の説なりとも信ずべからず。いかにいはんや餘説をや。なんじが執すると 説をそむくべからず。しかるにすでに佛説にたかふて往生をえずとの給ふ、 らず。ゆへいかんとなれば、菩薩は佛の弟子なり、もしま事にこれ菩薩ならば佛 佛菩薩きたりて罪障の凡夫浄土にむまるべからずとの給ふとも、これを信ずべか 凡夫の妄執にあらず。われすでに佛の言を信じてふかく浄土を欣求す、たとひ諸 る事をえじといはん。このことばをき、て退心をなさず、いよいよ信心をますべ きて浄土に歸す。しかるにもし人ありておほく經論をひきて、 惱を斷じ、菩提を證するみちなり。淨土門といふは、この娑婆世界をいとひ、 はゆる三部經をよむなり。二には觀察、 正行といふは阿彌陀佛におきてしたしき行なり、雜行といふは阿彌陀佛におきて 極樂の行まちまちなりといへども、二種をばいでず。一には正行、二には雜行也。 信ずるものをば、就人立信となづく。つぎに行につきて信をたつといふは、 淨土門の心なり。聖道門はこれ汝が有縁の行、淨土門といふはわれらが有縁の行、 われらが修するところは、正雑不同なれども、ともに極樂をねがふ往生の行業は しりぬ、ま事のほとけにあらず、これ天魔の變化なり。この義をもてのゆへに、 證誠し給へり。しかるにいま釋迦の説にそむきて往生せずといふ。かるがゆへに べからず。しかればすなはち阿彌陀經に、一日七日彌陀の名號を念じて、 の菩薩にあらず。又佛はこれ同躰の大悲なり、ま事に佛ならば釋迦の説にたがふ し。ゆへいかんとなれば、罪障の凡夫の往生すといふ事は、これ釋尊の誠言なり、 の極樂をねがひて、善根を修する門なり。二門ありといへども、 につきて信をたつといふは、 について又二あり。一には人につきて信をたつ、二には行につきて信をたつ。人 て強縁として、かならず往生をえん事うたがひなくうらおもひなしり信ず。これ 五には讚嘆供養、 いはゆる阿彌陀佛を禮拜する也、 いはゆる阿彌陀佛を讃歎し供養する也。 出離生死のみちおほしといへども、 四には稱名、 いはゆる極樂の依正を觀ずる也、三には いはゆる彌陀の名號を稱す 罪悪の凡夫往生す 聖道門をさしお 大きにわかちて この五をもてあ かくのごとく かなら

「十七条御法語」について

これを廻向發願心となづく。この三心を具しぬれば、かならず往生する也 するところの一切の善根を、真實の心をもて極樂に廻向して往生を欣求する也 就行立信となづく。三に廻向發願心といふは、過去および今生の身口意業に、修 の業也、 難行は廻向せざる時は往生の業とならず。五には純雜對、 廻向不廻向對、いはゆる正行は廻向をもちゐざれどもおのづから往生の業となる、 いはゆる正行はおもひをかくるに無間也、 いはゆる正行は阿彌陀佛にちかく、雜行は阿彌陀佛にとをし。三には有間無間對、 乘發菩提心持戒勸進等の一切の行なり。この正助二業につきて五種の得失あり。 ぎに雑行といふは、さきの五種の正助二業をのぞきて已外の、もろもろの讀誦大 ゆへに。二にはさきの五が中かの稱名のほかの禮拜讀誦をみな助業となづく。つ をとはず、念々にすてざる、これを正定業となづく、 はせて二とす。一には一心にもはら彌陀の名號を念じて、行住坐臥に時節の久近 一には親疎對、いはゆる正行は阿彌陀佛にしたしく雜行はうとく、二には近遠對、 雜行はしからず、十方の浄土乃至人天の業也。 **雑行は思をかくるに間斷あり。四には** かのほとけの願に順ずるが かくのごときを信ずるを いはゆる正行は純極樂

(18)永井隆正「『西方指南抄』所収「法語十八条について」(印仏研四二―二、 一九九四)参照

(2)『要義問答』に『阿弥陀経』に説かれる「一心不乱」について説かれた御法語が(2)角野玄樹「『和語燈録』所収『三心義』について」(印仏研五三―一、二〇〇四)。(1)永井隆正「五番相対の成立過程」(印仏研四一―二、一九九三)参照。 あり、似ているようにみえるが、虚仮心を誡めるという意図のこの箇所とは異な 『要義問答』に『阿弥陀経』に説かれる「一心不乱」について説かれた御法語が

『決答鈔』(浄全一〇・四〇下)

る問題について説かれているものである。

『西宗要』(浄全一〇·一五九上—下)

『西宗要』 (浄全一〇·一六三下)

『伝通記』 (浄全二・三七七上)

『決疑鈔』 (浄全七・二六八下)

『伝通記』 (浄全二・三七七下―三七八上)

『伝通記』 (浄全二・三七九下)

(30)(29)(28)(27)(26)(25)(24)(23)(22)

決疑鈔』 (浄全七・二七三上 (浄全一一·七七下—七八上)

『決疑鈔』(浄全七·二七三下)

(33)(32)(31) 『伝通記』(浄全二・三七九上―下)

記』にも記述有り 『東宗要』(浄全一一・七七上)。『決疑鈔』(浄全七・二七一上)や先述した『伝通

(35)(34)『伝通記』(浄全二·三七八下)

『伝通記』(浄全二・一五六)などにも同様の説示有り。 「明遍僧都との問答」(昭法全六九四)。この他にも、 『明義進行集』・『一言芳談』・

『念仏往生決心記』(浄全一五·五六〇上—下)

『善導大意』(浄全一五·五七四下—五七五上)

(39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(36) (39)(38)(37)(38) (39)(38)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (39)(38) (土学』四六、二〇〇九) 第一条法語に関する伝承と変遷――

(41『明義進行集』「或人、問明遍僧都云、十九、二十の願の正しき其の体いかんと。答云、(40『昭法全』四六八 ずるなり。」(『国文東方仏教叢書』二―一、七頁) けて、弥陀に帰しつるものは、あさきも深きも、順次多生に、皆其ののぞみを成 頼む所、只この願也。ゆえいかんとなれば、此願の意は、いかにも往生を心にか 十九は来迎、二十は果遂の願也(中略)二十の願また以て殊勝也。我等がふかく

(4)伊藤唯真『浄土宗の成立と展開』、青木淳「空阿弥陀仏明遍の研究(Ⅱ)(4)浄全一五・五五八下(4)浄全一五・五七七上 ―二、一九九三)など参照 義進行集』の記事よりみた信仰者の血族的結衆についての一考察」(印仏研四 ——『明

(45) 第二義的 忠上人の念声是一論― ついてー 九八六)参照 「念声是一論」について詳しくは永井隆正「法然上人における念と声に 「念声是一論」試論 ―とくに念と声の関わりについて――」(『良忠上人研究』) -」(『仏教文化研究』二九、一九八四)、同「良

(40"法然聖人絵』・『法然上人伝絵詞』・『拾遺古徳伝絵』・『法然上人伝記』・『四十八巻伝』 の各伝記にて、法然と明遍との散心問答に関する記事が説かれている(原文につ いては、法然上人伝研究会編『法然上人伝の成立史的研究』対照篇一 (知 思 院

ることが重要であるという内容が説かれている。 れている。また、『決答授手印疑問抄』下(聖典五・一三六)や『一言芳談』下(『古れている。また、『決答授手印疑問抄』下(聖典五・一三六)や『一言芳談』下(『古典叢書』一八―一九頁)には鎮西の本覚(光)房と明遍との問答が説かれている。 典談書』一八―一九頁)には鎮西の本覚(光)房と明遍との問答が説かれている。 は近記』(浄全二・一五六上)などにも同様の散心問答があったことが説かれている。

- れている。(47)『決答授手印疑問抄』下(聖典五・一三六)に、明遍と並列して次のように説かす)

然阿奉問良遍云妄念起時先改妄心後可唱名号候歟如何良遍答云先不論乱不乱可れている。

参照。(8坂上雅翁「南都浄土教における至心について」(印仏研二九―二、一九八一)など

唱名号也名号徳妄心可止也

(5)青木淳「空阿弥陀仏明遍の研究――特に仏師快慶との関係をめぐって――」(4)清水邦彦「良遍の地蔵信仰」(印仏研四三―一、一九九四)参照。 - 参照

(5)石田充之『法然上人門下の浄土教学の研究』下(大東出版社、一九七九)、望月仏研四〇一二、一九九二)参照 (5)青木淳「空阿弥陀仏明遍の研究――特に仏師快慶との関係をめぐって――」(印

信亨「生駒良遍の浄土教義」(『浄土学』七、一九三四)など参照。

(52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに(52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに52前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることはできない。